

市立小・中学校における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針（教育部）

令和2年6月23日決定

立川市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年7月20日一部改正

立川市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和4年6月30日一部改正

立川市新型コロナウイルス感染症対策本部

市立小・中学校において児童・生徒及び教職員の感染者が発生した場合は、「市の公共施設における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針」及び本方針に基づき公表する。

なお、本方針については、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行う。

1 公表の目的

市立小・中学校における感染者の発生状況等を公表することにより、学校での感染症の感染拡大を防止するとともに、安全で安心な学校運営を継続していくことを目的とする。

2 人権尊重及び個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、教育的視点並びに感染者や当該家族等の人権尊重及び個人情報やプライバシー情報の保護に最大限配慮する。

また、情報を得た市民等に対しても、感染者や当該家族、当該校等に対して差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、良識ある行動をとるよう周知する。

3 公表の要件

市立小・中学校において児童・生徒又は従事する教職員等が感染し、以下に該当する場合に公表する。

- (1) 複数の感染者が発生したことにより、学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖を実施する場合
- (2) その他学校運営に著しい影響があると考えられる場合

4 公表の方法及び内容

市ホームページにおいて公表する（掲載期間：1か月）。公表前には、議会クラウドに掲載する。また、特に学校運営に影響が大きいと考えられる場合は、市ホームページに加えて、プレスリリース等を行う。

公表する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 学級閉鎖等が発生した小・中学校の校数
- (2) 公衆衛生上の対策（学級閉鎖等の予定期間等）

なお、公表内容の詳細については案件ごとに個別に判断するが、感染者が特定される恐れがあり、人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことがある。

<以下の公表内容は例示>

罹患者	児童・生徒・教職員
公表内容	<ul style="list-style-type: none">・ 学級閉鎖 小学校○校 △月△日～□月□日・ 学年閉鎖 中学校○校 △月△日～□月□日 ※ 教育的視点からも、感染した児童・生徒・教職員や当該家族、当該学校等への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。